

建築基準法に基づく特定行政庁指定等(集団規定関係、建築協定)

法第22条区域 (建築基準法第22条)

三郷町内の市街化区域全域(準防火地域を除く)

災害危険区域 (建築基準法第39条)

三郷町内全域指定なし

壁面線の指定 (建築基準法第46条)

三郷町内全域指定なし
 ※ただし、地区計画で壁面の位置の制限を定めている区域あり → 勢野北部地区

角地緩和 (建築基準法第53条第3項第2号)

以下、4つの条件を全て満たす場合は10%UP
 ①2つの道路に内角が120度以下
 ②それぞれの道路の幅員が4m以上
 ③2つの道路幅員の合計が10m以上
 ④道路に接している敷地辺長が全周長の1/3以上

敷地面積の最低限度 (建築基準法第53条の2)

三郷町内全域指定なし
 ※ただし、下記に該当する場合は制限あり
 地区計画区域内 → 勢野北部地区 165㎡
 開発行為のみ設定
 一種低層 → 165㎡
 一種中高層・二種中高層・一種住居・近隣商業・準工業 → 130㎡

建築物の高さ制限 (建築基準法第56条)

用途地域	道路斜線	隣地斜線	北側斜線
一種低専	1.25	—	5m + 1.25
一種中高層・二種中高層	1.25	20m + 1.25	10m + 1.25 ※
一種住居	1.25	20m + 1.25	—
近隣商業	1.50	31m + 2.50	—
準工業	1.50	31m + 2.50	—

※ 勢野北部地区なし

日影による中高層の建築物の高さの制限 (建築基準法第56条の2、別表4、奈良県建築基準法施行条例第7条)

用途地域	制限を受ける建築物	計測面	法別表4 (に)欄	指定容積率 (%)	高さ制限	日影制限時間	
						10m以内	10m超
一種低専	軒の高さ7m超 or 地階を除く階数3以上	1.5m	(一)	50	10m(絶対高)	3時間	2時間
			(二)	80		4時間	2.5時間
			(三)	100		5時間	3時間
一種中高層 二種中高層	高さ10m超	4m	(一)	100 or 150	15m・勢野北13m	3時間	2時間
			(二)	200		4時間	2.5時間
			(三)	300		5時間	3時間
一種住居 近隣商業 準工業	高さ10m超	4m	(一)	200 or 300	15m 15m・20m・31m勢野北13m 15m・20m	4時間	2.5時間
			(二)	200 or 300		5時間	3時間

 …三郷町に該当地域なし

建築協定 (建築基準法第69～77条)

三郷町内全域締結区域なし